

令和3年6月定例会 常任委員会

福祉公安委員会

委員長名	伊藤達也
委員会開催日	令和3年7月1日(木)、2日(金)
所属委員	[副委員長]高宮光敏 [委員] 渡辺康平 三村博隆 星公正 紺野長人 西山尚利 佐藤憲保 瓜生信一郎



伊藤達也委員長

(1) 知事提出議案：可 決・・・15件

※[知事提出議案はこちら](#)

(2) 議員提出議案：否 決・・・1件

※[議員提出議案はこちら](#)

(7月 1日(木) 保健福祉部)

渡辺康平委員

新型コロナウイルス感染症対策に係る補正として、保9ページ、新型コロナウイルス緊急対策事業(検査体制)について、資料には今後の感染拡大に備えた行政検査体制の強化や、感染拡大地域における高齢者施設等の従事者などを対象としたPCR検査の実施などに要する経費を増額すると書かれている。

デルタ株等の報道がされており、厚生労働省は今後国内で増えるのはデルタ株だろうと言っている。PCR検査の充実がさらに必要になると思うため、この検査体制の予算について詳しく聞く。

薬務課長

薬務課所管分の検査体制事業については2つある。1つ目は、県衛生研究所のウイルス検査体制強化のための2種類の検査機器購入である。

2つ目は、外部検査機関の強化事業である。年始以降、複数のクラスターが県内で同時多発的に発生し、また4～5月には感染者が急増したことより、民間検査機関への検査委託件数が急激に増加したことから、PCR検査費用を増額補正するものである。

高齢福祉課長

高齢者福祉施設等におけるPCR検査について改めて説明する。感染拡大が見られる地域を注視しているが、各保健所長と本部で協議し、検査をすべき地域を特定した後、その地域の高齢者施設や保護施設、児童養護施設等のいわゆる入所系施設に希望を取り、希望施設において自ら唾液検体を採取し検査をするPCR検査を2週に1回実施することになっている。これについては専決予算が承認されたが、5月の感染状況を踏まえ増額し、引き続き検査を実施していきたい。

高齢者施設等の入所者は、非常に密な状況で生活やケアを受けざるを得ない。そこにウイルスが感染すると、重症化や拡大の率が非常に大きいため、施設外に行き来する従事者に対してPCR検査を実施し、できるだけ施設内にウイルスを

持ち込ませないよう早期に検知するものである。

三村博隆委員

保6ページ、感染症予防対策費の2新型コロナウイルス感染症移送体制整備事業について、民間事業者による広域的な体制の整備を図るためと説明があったが、詳しく聞く。

地域医療課長

本事業は、入院等における民間事業者による移送に係る経費である。基本的に短距離であれば保健所等が移送するが、患者がかなり増えている局面または広域移送が必要となる場合は、保健所の負担軽減のため民間事業者を極力活用していく体制を取っている。5月の感染拡大期において、広域移送が必要となるケースが多数生じていたことから、今回増額補正をすることとなった。

当初の想定は150回であったが、今回の局面も含め500回程度と、かなり多めに積算している。

紺野長人委員

渡辺委員の検査体制についての質疑に関連しているが、県衛生研究所に検査機器を2種類導入するための予算と説明があった。この2種類とは、PCR検査の機械か。それとも変異株に対応するための、例えば次世代型ゲノム解析装置等を想定しているのか。

変異株の発生をいち早く察知するためには、ゲノム解析装置は欠かせない機械である。さほど高額でもないため、その辺も含めて回答願う。

薬務課長

県衛生研究所のゲノム解析については、既に2月に次世代シーケンサーを導入しており、6月から変異株の検査を始められる状態になっている。その上で、今回予算計上している2種類の機器のうちの1つは、検査工程の中で、通常手技で行う部分を自動化する機器である。時間の短縮や正確性が増すため、変異株のPCR検査及び通常のPCR検査に関連している機器と理解願う。

佐藤憲保委員

ワクチン接種が始まり、今後のワクチンに関する動きが報道されている。現時点で本県内の65歳以上のワクチン接種者数及び割合、医療機関従事者及び高齢者施設等従事者の接種者数及び割合を聞く。

薬務課長

昨日時点で、高齢者は接種回数が54万5,431回、1回目接種者が63%、2回目接種者が31%である。医療従事者は接種回数が14万1,310回、2回目接種者は97%である。高齢者施設従事者は接種回数が3万1,425回、1回目接種者が53.1%、2回目接種者が25.4%である。

佐藤憲保委員

医療従事者は100%に近い数字になっている。現在、高齢者が盛んに接種しており、今後さらに接種率も伸びるだろう。高齢者施設の従事者の接種は、全体の対象人数を基準にすると意外と少ない気がするが、なぜか。

先週ある施設関係者から、高齢者施設の入所者を感染からしっかりと守る対策があるにもかかわらず、なかなか順番が回ってこないとの話を聞いたため、理由も含めて説明願う。

薬務課長

高齢者施設従事者のワクチン接種については、県の医療調整本部会議で審議し、各市町村に対して医療従事者の接種を推進するよう通知をした。各市町村の考えにより、高齢者施設従事者の接種を優先的に行っているところと、必ずしもそうでないところがあると認識している。市町村の中には、できるだけ早い時期に接種をしたいと言っているところもあると聞いている。

佐藤憲保委員

今の説明のように、高齢者の接種は各市町村の対応によってばらつきがある。これを足並みそろえて、あまり差が出な

いようにするため、県が積極的に市町村を指導しながら底上げするようとの要望は各議会側からも出ていると思う。医療従事者が100%近い一方で、高齢者施設従事者がこの半分程度であるのは、今の説明だけでは説明不十分である。それはやはり受け止め方の問題だと思う。医療従事者は100%で、高齢者施設従事者は市町村の対応がまちまちでとは説明に欠けると思うため、ここを早急に底上げするよう、県も指導してもらいたい。

医療機関の場合、入院すれば家族でも面会できない状況にある。当然高齢者施設もそのような扱いになっていると思う。大変厳しい状況であることを想定して、高齢者施設従事者については、もっと督励しながら早く完了するよう県の指導を願う。

予算関係についてである。保6ページ、新型コロナウイルス感染症医療施設整備事業の6億1,800万円は、対応する医療機関が新たに増えたのか、既存の医療機関の対応病床数が増えたのか、内容を聞く。

地域医療課長

医療機関整備事業については、2種類ある。年末の段階で391床を即応病床として確保していたが、4～5月の感染拡大によって、現在は496床まで増やしており、それに伴い新たな医療機関も加わっている。

また、既存の医療機関でも受入れ病床数を積み増している場合は、新たに病床やパーテーション等の環境整備が必要となっている。

今の目標として、これからの変異株の感染を想定すると最大で550床程度は病床がなければ厳しいと思っており、それに対応できるよう今回の補正に計上した。

佐藤憲保委員

新型コロナウイルス感染症に対応できる医療機関は、県全体でいくつあるのか。

地域医療課長

入院対応の医療機関について、以前は約30か所と答弁していたが、現在は40か所近くまで拡充しており、その医療機関の力で体制整備を図っていきたい。

星公正委員

こども未来局長の説明で、震災及び原発事故の影響による心のケアを目的に、今年4月にふくしま子どもの心のケアセンターを設立し、支援に取り組む体制を整えたとあった。震災から10年がたったが、今まではどのようにしていたのか。このセンターを今になって設立する特別な意味はあるのか。

児童家庭課長

本センターの設置目的を改めて説明する。本県の子供の心のケアについては、震災原発事故以降、福島県立医科大学、県精神保健福祉協会、福島学院大学、教育庁などの関係機関がそれぞれ取組を展開してきた。

子供を取り巻く社会情勢や家庭環境の変化等を踏まえ、より適切かつ効果的に支援を行うため、行政、医療、福祉、教育など、各分野の機関が横断的に連携し、中長期的に子供の心を支援していくため、新たにセンターを立ち上げた。

渡辺康平委員

特定健診の分析について聞く。本県は昨年度中に福島県国民健康保険団体連合会が所有する特定健診のデータを市町村ごとに分析し、現状や課題の見える化に取り組むとのことだった。市町村が行った特定健診はデータ化され、今後県として具体的にどのように検討し分析、活用していくのか。

国民健康保険課長

市町村の健診結果のデータや医療機関で受診したデータ等が、福島県国民健康保険団体連合会が処理するシステムに入力されており、データの抽出システムを構築しデータの活用を順次進めている。市町村におけるデータ活用の態勢がまちまちであるため、昨年度、県が全体的に様々なデータを分析して、各市町村にそれぞれの地域における課題や特徴を提示した。各市町村においては、新たな課題の発見等に活用し、健康維持や保健事業の実施等を進めてもらいたい。なお提示した資料について、活用が難しい市町村もあるため、そのような市町村職員への研修も実施する予定である。

渡辺康平委員

県民の健康を向上させていくためにも非常に重要である。

県内のがん検診が、2割減との報道があり、福島県保健衛生協会の調べによるとがん検診の受診率は78%止まりであった。新型コロナウイルス感染症を心配した人が受診を控えており、同協会の受診者の減少については感染拡大により福島市、郡山市、須賀川市、喜多方市、天栄村、昭和村の4市2村が巡回検診を中止したことによるものとの説明であった。全国報道でもがん検診の減少が非常に問題とされており、日本人の一番の死因であるがんが検診されていないのは大きな問題であるが、県の考えを聞く。

健康づくり推進課長

今月13日に福島民友新聞が、受診率は昨年と比較して2割減と報道したことについて、県も非常に懸念している。

検診は、がんを早期に発見することで重症化を防止する大きな目的があり、受診率が下がることで影響が出るのではないかと懸念している。人との接触を回避したり、緊急事態宣言の影響で市町村における検診時期が例年と変わったことにより受診できない人が出てきたことや、新型コロナウイルス感染症の影響で受診が予約制になった市町村も多く、予約の手間が面倒であったり、予約はしたが都合がつかず急遽受けられなかったなど、様々な理由が考えられる。

県としては、今年の検診をなるべく多くの県民に受けてもらうため、がん検診受診促進連携協定企業の企業活動を通じて、受診促進用チラシの配布等を行うこととしている。チラシは現在手配中であるが、例えば保険会社が保険の説明をする際に県民にチラシを配って受診の促進をする等の啓発をしたい。

また受診を進める体制整備として、福島県保健衛生協会に委託して市町村のがん検診の拡充を実施している。昨年同様に、複数検診を同時に簡単に受けられるクイック検診や女性スタッフによる検診が受けられるレディース検診がある。

今後とも様々な機会を捉え、検診の受診を呼びかけていきたい。

渡辺康平委員

新型コロナウイルスのワクチン接種に関して、知事から11月までに希望者接種をスムーズに受けられるようにとの発言があった。環境やワクチンの状況もあると思うが、完了するまでの工程表等があれば聞く。

薬務課長

国は、十分な量のワクチンを確保しているとは言っているが、8月以降の配分をまだ正式には示していないため、国に対して配分計画を早期に示すよう求めている。市町村が独自に接種を進めているが、必要量の確保と医療従事者の確保は引き続き課題である。各市町村が計画的に折衝を進める上で、必要などきに必要な量を確保できるよう、県が調整し融通する仕組みを試行的に始めている。また市町村で不足する医療従事者の派遣調整を引き続き行うこととしている。

渡辺康平委員

ワクチン接種の目的は集団免疫を獲得し感染をコントロールすることである。諸外国では、接種率が40%に至ったときに感染率が一気に減り、また60%でさらに減ったとの報告が出ている。そこで例えば、県内で何月何日までに40%に達するなど、11月前までの中間目標は設定しているのか。

薬務課長

中間目標は作成していないが、集団免疫については厚生労働省からもまだ明確な情報が出ていないため、ワクチンの接種率を上げることで、多くの県民に抗体を持ってもらい感染のリスクを下げていきたい。希望者ができるだけ早く接種できるように、市町村を支援指揮していきたい。

渡辺康平委員

意見として述べる。目標としての集団免疫獲得の考え方は非常に重要だと思っている。ワクチン接種後の県内経済や県民生活がどのように変わっていくかは、このワクチンによって決まっていく。ワクチンを接種しても何も変わらなければ全く話が変わってくるため、やはり集団免疫の考え方も検討するべきである。

次に甲状腺検査についてである。2月定例会において、甲状腺検査は任意性が低く強制性が強いとの疑問が残ると質問

したところ、任意性の確保、学校における強制性については、基本的に福島県立医科大学が各家庭に直接同意書を送付し、保護者または高校生以上の本人が同意確認した上で検査しているため、任意性は確保されていると担当課長は発言していた。しかし、細野豪志衆議院議員が国会で小泉環境大臣へ質疑したところ、実際に提出していない児童の同意書を学校で回収しているケースもあることが分かった。また18歳以下の検査率が8～9割と非常に高い。この状況について、任意性の問題が指摘されている。以前、福島県立医科大学で甲状腺検査を担当していた緑川早苗医師は、この問題について受診が自由に決められる任意性が担保できていないと厳しく指摘している。そこで任意性の確保について、県はどのように考えているのか。

県民健康調査課長

甲状腺検査は、福島県立医科大学からあらかじめ各家庭に同意確認書を送付し、同意するか、しないかのいずれかにチェックしてもらい、学校での検査当日前までに同大学に返送してもらっている。返送の失念や何らかの理由で同大学に送付されなかった分について、検査当日までに学校側で同意確認書を集めてもらい、その中で「同意します」にチェックのある場合は、当日の検査を受けてもらっていた。

任意性については、検討委員会の議論を踏まえ、検査のメリット、デメリットを詳しく記載した冊子を作成配布しており、各家庭でこれを見てもらいながら、「同意します」にチェックした者のみに検査をしている。

渡辺康平委員

福島県立医科大学で甲状腺検査を担当した緑川医師は、ある学校の先生から受けることが当然の学校行事になっていると聞き、学校検査自体が任意性が低く、強制性が強いと指摘している。そこで、小泉環境大臣が記者会見で、希望しない者が受診するように誘導されないよう助言する検討を進めていると発言しており、同省は不要な手術につながる危険性があり検討結果を県に助言するとしている。同省からどのような指導が県にきているのか。

県民健康調査課長

検討委員会委員の1人として環境省が参画しており、小泉大臣の意向を受けて、検討委員会の中で委員として発言しているものと認識している。

渡辺康平委員

先ほどメリット、デメリットの話も出たが、あまりにもデメリットについて伝わっていないのではないかと指摘もある。検討委員会の意見が今後の議論で決まると思うが、私も甲状腺検査の見直しを求めてきた。紺野委員も一般質問で甲状腺検査の在り方の見直しを求めてきた。我々県議会の意見は検討委員に果たして伝わっているのかとの疑念があるが、どのように伝わっているのか。

県民健康調査課長

これまでも、例えば県議会議員から要望書等が検討委員会宛てに提出された場合は、検討委員会が開催される一定期間前までに各委員に要望書等の提出を伝え、検討委員会に参画してもらっている。また、各種団体からの要望書についても、同様に委員に配り、検討委員会の議論に臨んでもらっている。

渡辺康平委員

意見だけ述べるため、答弁は結構である。

甲状腺検査の任意性の確保について何度も質問したが、先般の星座長と知事の対談で、学校が会場であることで検査の受けやすさにつながっていると星座長が述べているものの、その発言の根拠は、県内の高校生3人と中高生の保護者6人を対象に3月に実施したアンケート資料であった。実際のデメリットの内容があまりにも伝わっていないと私は強く思っており、もし今後学校検査を続けるのであれば、デメリットをもっと強く伝えるべきだと思っている。また、我々の意見もさらに検討委員会に伝えてもらいたい。

瓜生信一郎委員

甲状腺検査について、当時本県は子供たちの命を守るため、18歳以下全員に検査を始めたこと記憶している。当時は検査

に対して反対はなかったと思うが、あれから10年がたち、新たな知見も出てくる中、現在は希望者のみとなっている。

この10年間に、検査についてどのように検証してきたのか、県の見解を聞く。

県民健康調査課長

この10年間、検討委員会における議論だけではなく、甲状腺検査評価部会でこれまでに得られたデータを基に、放射線と甲状腺がん（悪性ないし悪性疑い）の発生には関係があるのかどうか議論を重ねてきている。しかし、まだ評価部会において議論中であるため、引き続き評価部会や検討委員会における議論を踏まえて対応していきたい。

瓜生信一郎委員

過剰診療ではないか、しなくてもよい手術をしてもよいのかなど様々な意見が出ている。しかしながら3・11以降、本県の子供の命を守ることを大前提に甲状腺検査が行われてきたと認識している。その辺もしっかり捉えて、今後ともしっかり対応してもらいたい。

県民健康調査課長

甲状腺検査をはじめとする県民健康調査については、震災から10年がたち、各調査のまとめを検討委員会で行っているところである。県民の健康を守るとの中長期的な観点で、引き続き県としても検討委員会の議論を踏まえながら対応していきたい。

紺野長人委員

質問に入る前に今の件で要望する。

検査は、あくまでも子供たち本人の安心を守る視点で進めるべきであり、間違っても甲状腺がんの知見がほとんどないことを理由に調査研究の対象としないよう願う。福島県立医科大学はどうしてもそのような傾向が生じてしまうため、言葉は悪いが、子供たちをモルモットにするようなことのないよう願う。

若松乳児院と大笹生学園の指定管理について、施設の子供たちからみると、働いている職員は父や母のような保護者と同じ立場である。これがある日突然いなくなり別の人になってしまうと、精神的に大変不安定になる。県として、人が入れ替わったとしても子供の心の安定をどのように図っていくのかは既に考えていると思う。

公務員の派遣を使う場合、派遣先の賃金労働条件が適用され、本人の同意が必要となる。残りの時間を考えると、職員に説明しなければもう間に合わない時期ではないかと思うが、県の考えを聞く。

児童家庭課長

指定管理に関しては委員指摘のとおり、入所児童の処遇が大切と考えている。入所児童の処遇を考える上で、今まで親しんできた職員との関係性や安定したサービスを今後も続けていく観点も大変重要と考えている。これは今後調整を進めることであるが、必要に応じて職員の派遣も含め人事担当部局と協議していきたい。なお質の確保については、指定管理となっても管理運営状況をしっかりと確認評価し、必要な場合には改善に向けた指示を出す等により運営に関与していきたい。今後とも入所児童の処遇を第一に考えながら、質の高いサービスにつながるよう取り組んでいきたい。

佐藤憲保委員

今の答弁について、不都合のある部分は県で関わりを持っていくのであれば、指定管理は何のためにあるのか、なぜ指定管理が必要なのかとの議論に戻ることになる。指定管理が必要との方針が示された以上、今の答弁は議会に対する侮辱と同じである。このままではなぜこの議案を出したのか、なぜこの方向性を出したのかということになりかねないため、再度答弁願う。

児童家庭課長

大変舌足らずな説明で申し訳ない。改めて経過等も含めて丁寧に説明する。委員指摘のとおり、大笹生学園については、県の社会福祉審議会や県の子育て支援推進本部会議の議論を経て、本年2月に指定管理者制度の導入に関する条例改正案を提案し議決された。県としては、しっかりと指定管理者制度で運営が行われるよう、状況を注視していきたい。

紺野長人委員

若松乳児院の院長について、指定管理を受けた事業者に相談援助業務の経験者がいなければ、院長も県から派遣する検討も必要ではないか。早めに職員や職員団体に説明し同意を求めていくなど、今のところ丁寧さが全く欠けていると思うため、よろしく願う。

児童家庭課長

将来的な指定管理移行等を踏まえた議論については、しっかり先を見通しながら丁寧に議論を進めていきたい。

三村博隆委員

県内において新型コロナウイルス感染症の感染が拡大した際に、病床の逼迫に伴い自宅療養にかじを切った。実際にどこに自宅療養者がいるのか分からないため、ごみの回収業者は感染の可能性も含めて非常に困惑したとの話を聞いた。

県において、今まで対応してきたこと、今後対応できることはあるか。

医療調整担当課長

これまでごみ処理については、保健所で自宅療養者に対して処分方法等を説明してきた。宿泊療養施設も同様であるが、一定期間置くことによってウイルスの感染性はなくなるため、自宅に一定期間置いた上で廃棄するよう説明している。

三村博隆委員

ごみの問題だけに限らず、自宅療養に伴い今後も様々な困惑する事態が出ると思うため丁寧な対応を願う。

次に、ワクチンの接種によって大変なメリットがあると思っており、鋭意進めてもらいたい、受ける側がちゅうちょする要因があるとすれば副反応ではないかと思う。実際に若い医療従事者で、接種後に発熱し休んだことがあったと聞いている。それが副反応かはまだ分からないかもしれないが、今後も積極的に進めてもらうため、受けた気持ちにさせるためには、副反応についても対応していかなければならないと思っている。そこで、ワクチン接種に当たって、副反応の対策としてどのようなことが行われているのか。また実際にワクチン接種後に具合が悪くなり、それがワクチンの影響なのか分からない中で、休みを取りにくい状況もあるのではと思っている。その場合の対応はあるのか。加えて県職員に対してどのような対応をしているのか。

薬務課長

副反応に対しては、まず広報が重要と思っている。接種後に起きやすい症状やコールセンターの電話番号が記載されたチラシを接種後に配布し、対応が必要な場合には電話をしてもらったり、かかりつけの医療機関を受診するようにチラシやホームページで案内している。今後はテレビCMや新聞広告を使い、適切な案内に努めたい。

休みの取得については、国から各団体等に対応願う旨の通知が発出されており、それに沿って各企業等が対応するものと考えている。なお県職員については、実際に副反応が出た場合に休みを取得できるよう内部で対応が取られている。

西山尚利委員

私から3点聞く。1点目は、動物愛護についてである。過日、NITTOKU（株）が犬猫用マイクロチップを寄贈との記事があった。改正動物愛護法で犬猫へのマイクロチップ装着が努力義務となったが、この犬猫へのマイクロチップの装着状況について聞く。また普及啓発は動物愛護の観点から先に進めなければいけないと思うが、どのようにしていくのか。

2点目は、災害の避難についてである。難病患者の避難について、市町村または社会福祉協議会などどのように連携し、制度を整えているのか。また新型コロナウイルスに感染した自宅療養者の災害時の避難についてどのように考えているのか。

3点目は聴覚障害者の新型コロナウイルス感染症患者について、宿泊が拒否されたとの報道があった。これは本県の話ではないが、仮に聴覚障害者が新型コロナウイルスに感染した場合、宿泊施設療養もしくは入院になると思うが、それが拒否されないように、その辺の体制について聞く。

食品生活衛生課長

現在本県における犬猫等のマイクロチップの装着状況について、令和元年時点で約1万9,000頭である。全国的に見る

とまだ中位の状況であるが、東北で見ると宮城県に次いで2番目に多い。しかし、いずれにしても装着状況は低いため、福島県獣医師会と連携を図りながら、広報等を活用しマイクロチップの装着率の向上に向けて取組を進めている。

障がい福祉課長

難病患者について、県は本人の同意を得た上で、難病患者支援者名簿を作成し市町村に提出している。災害時の避難支援の体制については、県の対応は各保健福祉事務所が中心に、中核市の対応は各保健所が中心となっている。災害発生後の安否確認から始まり、一人一人の個別支援計画に基づいて対応する。

緊急時に対応できるように、日頃からの体制づくりが大切であるが、県は福島県災害時健康支援活動のマニュアルを作成しており、その中で日頃から難病患者の避難支援の体制を検証するための訓練を実施することになっている。市町村や医療機関等の関係機関と連携して、緊急時に備えた体制づくりを進めている。

医療調整担当課長

まず、新型コロナウイルス陽性患者の自宅療養中の避難については、国からも通知が出ており、宿泊療養施設への避難が提示されている。療養施設へのスムーズな誘導について検討を進めたい。現時点では県内の自宅療養者はゼロの状況であるが、患者が大幅に増えて宿泊療養施設が満室の場合どう対処するのも課題となっているため、保健所や市町村とも連携しながら対応を検討していきたい。

次に、宿泊療養施設における聴覚障害者の対応である。県内においてそのような事案は現時点ではないが、これについても国から通知が出ており、県としては福島県聴覚障害者協会の協力も得ながら、スムーズに入所対応できるように進めていきたい。

(7月 2日 (金) 警察本部)

渡辺康平委員

警2ページ、庁舎維持管理補修事業について詳しく説明願う。

警務部参事兼施設装備課長

今回の補修額で大きなものとしては、郡山警察署の外壁や内壁等のひび割れに約950万円、二本松警察署のエレベーター設置場所の外壁や内壁等のひび割れに約700万円、相馬警察署新地駐在所の屋根瓦の落下、内壁等のひび割れ、窓ガラス破損に約650万円、そのほか、警察本部笠松待機宿舎の受水槽補修に約500万円計上しているが、いずれも警察活動に支障が及ぶ状況ではない。

渡辺康平委員

なりすまし詐欺の件数が4月の段階で30件とのことであるが、どのように高齢者に注意喚起しているのか。

また、POLICEメールふくしまの運用が始まったが、現在の登録状況及び登録開始後の成果について聞く。

生活安全部統括参事官兼生活安全企画課長

なりすまし詐欺については、現在も高齢者を中心に被害が発生している。新聞、テレビ等マスメディアを通じて、広報啓発活動や街頭キャンペーン、金融機関における水際対策、高齢者の集い等における講話など関係機関団体と連携した対策を強化している。

続いて、POLICEメールふくしまの登録数については、本年4月から運用を開始し、登録数は本日午前7時時点で、2万4,058件である。

渡辺康平委員

POLICEメールふくしまに関しては今後も登録者を増やす努力が必要であるため、よろしく願う。

サイバー対策についてである。警察庁はサイバー対策の強化に向けて、来春にサイバー局を設置すると報道されている。恐らくサイバーインテリジェンスとサイバーセキュリティーを一緒の局で扱うと考えているが、サイバー局の設置を受け

て県警察として独自に進めるサイバー対策はあるか。

また、県内の公的機関や企業等に対してサイバー攻撃被害が発生した場合、どのように措置されるか。

警務部統括参事官兼警務課長

社会のデジタル化の進展やサイバー空間の脅威の拡大に対処するため、来年度警察庁にサイバー局が設置されるなどの準備が進められている旨は承知している。

県警察においては、本部長を長とする県警察サイバーセキュリティ戦略推進委員会を設置しサイバー犯罪やサイバー攻撃の対策に取り組んでおり、国の動きも踏まえながら適切にサイバー犯罪等への対策を進めている。

警備部統括参事官兼公安課長

サイバー攻撃対策については、平素から行政機関をはじめ重要インフラ事業者や先端技術を保有する事業者等への個別訪問などを通じて対策を講じている。その中で情報の共有、連絡体制の確認、共同対処訓練を通じて、被害の未然防止を第一として業務を進めている。

万が一、サイバーテロが発生した場合には、関係部署が連携しログの解析やウイルスチェックなどを行いながら、被害の早期把握、証拠の保全、被害の拡大防止、再発の防止を対応の柱とした所要の措置を取り、事件捜査を進めることとしている。

渡辺康平委員

サイバー対策は県警察単体でできるものではない。事件の事例等を見ると国家機関ぐるみのビットコイン搾取や企業対国家のような難しい問題が出てくるが、これから間違いなく重要な問題となるため、今後ともよろしく願う。

次に、千葉県八街市で起きた児童5人が死傷した非常に凄惨な事故について、逮捕された運転手が飲酒をしていた問題が社会を揺るがしている。本県においてもこのような事故は起こってはならないと思うが、県警察として今後の通学路におけるパトロール等にどのように対応していくのか。

交通部統括参事官兼交通企画課長

千葉県八街市で発生した重大事故を受け、事故発生翌日の6月29日に県下全警察署に対して、通学路における校外活動や下校時間帯に合わせ制服警察官によるパトロールの強化及び重大事故に直結する飲酒運転、速度超過、横断歩行者妨害等の取締りの強化を指示している。

また同日付で、貨物自動車を保有している事業所等と県トラック協会や県建設産業協会などに対して、小学校や幼稚園など周辺を通行する際は特に児童園児の安全確保に留意すること、運転開始前にはアルコールチェッカーで飲酒運転を防止することなど、法令遵守と交通事故防止に関する協力要請を文書にて行っている。

交通部交通規制課長

通学路の交通規制に関する安全対策については、日頃から学校関係者や道路管理者との合同点検、地域の要望、警察の各種活動を通じて危険箇所を把握、確認し、交通規制や信号機の設置等を進めている。

通常は、通学路を含む生活道路の対策として、ゾーン30対策を行っている。制限速度の設定が高い生活道路や交通量の多い場所について速度規制をしながら安全対策を進めている。

三村博隆委員

通学路で横断歩道の白線が完全に消えていた箇所については、昨年度対応してもらったことがあり、大変感謝している。しかし、県内各地には横断歩道が消えてそのままになっている箇所が多数あると聞いている。当然優先順位をつけて、本当に危ないところや急がなければいけない箇所から補修していくものと思っているが、実際に横断歩道の塗り直しは年間で何件実施しているか。

また、どのような年間計画で横断歩道の補修の判断をしているのか。

交通部交通規制課長

委員指摘のとおり横断歩道の補修については、県内一斉調査を行い、地域の要望や警察の通常活動等により、剥離箇所

を把握し優先順位をつけて補修を行っている。

本年度の補修は、3,700か所を予定している。6月までに1,600か所の補修工事施工を依頼しており、引き続き定期的に県内一斉調査を行い、補修していきたい。

星公正委員

4月に発足した少年女性安全対策課について、発足からまだ2か月であるが運用状況について聞く。また、運用の成果があれば併せて聞く。

生活安全部少年女性安全対策課長

今年4月1日、少年課に生活安全企画課の業務の一部を移行し、少年女性安全対策課を発足、これまで2つの課で行ってきた人身安全関連事案に関する業務を一元的に扱うこととなった。主な業務は、少年事件はもとより、DV、ストーカー、児童虐待等の人身安全関連事案のほか、子供への声かけなどによる誘拐や性的犯罪に発展するおそれのある前兆事案などへの対応である。人員も約40名となり、より迅速かつ的確に対応できる体制となっている。

発足以降は、4月にストーカー事件、5月にSNSを使って少女を誘い出した未成年者誘拐事件、さらには児童に性的精神的に被害を与える児童ポルノ事件などを検挙したほか、行方不明届が出された事件に巻き込まれるおそれのある児童については、昼夜を問わず県内外において発見活動を行い、被害を未然に防止するなど成果を上げている。今後も各警察署と共に児童相談所とも緊密な連携を図りながら業務を進めていく。

星公正委員

運用を再開した県警察の小型ヘリばんだいの活動状況について聞く。

また、事故原因は分析中だと思うが、県警としてどのような安全対策を講じているのか。

地域部総合運用指令課長

航空機の安全な運航に向けて、整備士や操縦士等の新たな人員を採用し、ライセンスを取得して訓練を実施したほか、以前より警察庁からの指導内容等を踏まえて実施していた安全対策に加えて、複数人による飛行計画の点検や、シミュレーター等を活用した緊急時操作訓練の拡充、飛行前後のブリーフィング実施による危険予知活動等の安全対策を講じた。

小型ヘリばんだいは必要な安全対策を講じ、本年4月30日に運航を再開した。再開後は、ゴールデンウィーク期間中における交通情報の収集や地震発生後の原子力発電所及び周辺地域の情報収集を行ったほか、山岳遭難や水難等での捜索活動に当たり遭難者を発見、保護するなど、成果を上げている。今後も安全な運航を第一とし、活動を通じて県民の安全と安心の確保に努めていく。

(7月 2日 (金) 病院局)

三村博隆委員

県立矢吹病院は現在建て替えが進んでおり、児童思春期病棟を設置するなど診療科も拡充されてきたと認識している。名称についても地域とのつながりを考慮した上で新しいものを考えるとのことで大変ありがたく思っている。

同病院で入院患者の身体的な病状が悪化した際は、地域の医療機関に世話になることが常だと聞いている。同病院の拡充が進められる中で、地域の医療機関から出ている課題として、入院患者が多くなることで自分たちの負担が増えるのではないかと危惧する声が聞こえている。やはり常勤医等を含む医療スタッフの確保は、県内どこも難しい状況であるが、さらに負担が増えることに対する危惧が多く出ており、今後は地域との連携を意識して進めていかなければいけないと思っている。

そこで、同病院が関わる地域の医療機関との連携方法及び今後の課題への対応の進め方を聞く。

病院経営課長

県立矢吹病院と地域の医療機関との連携について、同病院に入院している患者は基本的に精神疾患を持っているが、ほ

かの症状がある場合はほかの内科系の病院に転院措置を行い診察を受けてもらっている状況である。現在も近隣の医療機関と患者の受入れ等の相談はしているが、今後も機能強化していくため連携を一層充実させていくよう取り組みたい。

三村博隆委員

引き続きよろしく願うが、病院局だけでは当然うまくいかないこともあるため、例えば保健福祉部や福島県立医科大学との連携も考える必要があると思うが、どうか。

病院経営課長

委員指摘のとおり、保健福祉部や福島県立医科大学とも連携する必要があると考えており、特に同大学については医師の配置など、内科系は難しいかもしれないが、連携を深めていきたい。さらに保健福祉事務所とも連携を密にしながら医療機関同士取り組んでいきたい。